
5006.輸入申告

業務コード	内 容
I D C	輸入申告

1. 業務概要

「輸入申告事項登録(I D A)」業務後(予備申告変更の場合は、「輸入申告変更事項登録(I D A 0 1)」業務後)、以下の手続き(以下、輸入申告等といふ。)を行う。

輸入申告(申告納税)(輸入許可前貨物引取(以下、B P といふ。)承認申請を含む。)

輸入申告(賦課課税)

輸入申告(少額関税無税)(A i r - N A C C S のみ)

輸入(引取)申告(特例委託輸入(引取)申告を含む。)

輸入(引取・特例)申告(特例委託輸入(引取・特例)申告を含む。)

蔵入承認申請

移入承認申請

総保入承認申請

展示等申告

蔵出輸入申告(申告納税)(B P 承認申請を含む。)

蔵出輸入申告(賦課課税)

移出輸入申告(申告納税)(製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。 B P 承認申請を含む。)

移出輸入申告(賦課課税)(製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。)

総保出輸入申告(申告納税)(製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。 B P 承認申請を含む。)

総保出輸入申告(賦課課税)(製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。)

(1) 本業務では以下の申告条件を指定することができる。

コード	申告条件	備考
なし	I D A 業務で登録した情報を使用し、輸入申告等を行う。 (以下、通常申告といふ。)	B P 承認申請を含む。 搬入時申告による自動起動を含む(S e a - N A C C S のみ)。 開庁時申告による自動起動を含む。
T	I D A 業務で登録した情報を使用し、予備申告を行う。 本申告の起動方法は、手動起動を指定する。 (以下、予備申告(T)といふ。)	B P 承認申請に係る予備申告を含む。 予備申告変更を含む。
Z	I D A 業務で登録した情報を使用し、予備申告を行う。 本申告の起動方法は、以下を指定する。 (以下、予備申告(Z)といふ。) S e a - N A C C S : 貨物搬入確認登録時 自動起動 A i r - N A C C S : 貨物搬入時自動起動	B P 承認申請に係る予備申告を含む。 予備申告変更を含む。 システム参加保税蔵置場で通関する場合にのみ。
U	I D A 業務で登録した情報を使用し、予備申告を行う。 本申告の起動方法は、以下を指定する。 (以下、予備申告(U)といふ。) S e a - N A C C S : 貨物到着時自動起動 A i r - N A C C S : 税関空港で貨物引取時自動起動	B P 承認申請に係る予備申告を含む。 予備申告変更を含む。 コンテナ扱い貨物のみ対象(S e a - N A C C S のみ)。 「簡易審査扱い」以外となった場合は、申告条件を予備申告(Z)へ切替えるが、予備申告の審査終了が行われれば予備申告(U)に戻る。

コード	申告条件	備考
J	I D A業務で登録した情報を使用し、予備申告を行う。 本申告の起動方法は、積荷目録事前報告時自動起動を指定する。 (以下、予備申告(J)という。)	予備申告変更を含む。
S	I D A業務で登録した情報を使用し、予備申告を行う(A i r - N A C C Sのみ)。 本申告の起動方法は、航空貨物の集積場所で貨物引取時自動起動を指定する。 (以下、予備申告(S)という。)	B P承認申請に係る予備申告を含む。 予備申告変更を含む。 「簡易審査扱い」以外となった場合は、申告条件を予備申告(Z)へ切替えるが、予備申告の審査終了が行われれば予備申告(S)に戻る。
H	予備申告または予備申告変更した情報を使用し、本申告を行う。 (以下、本申告という。)	B P承認申請を含む。 開庁時申告による自動起動を含む。 予備申告時に指定された起動方法により起動される。
I	I D A業務で登録した情報を使用し、貨物搬入確認登録時に輸入申告を自動起動(以下、搬入時申告といふ。)する旨を登録する(S e a - N A C C Sのみ)。	搬入時申告の前に訂正が行われた場合は、改めて本業務による搬入時申告の登録が行われない限り、搬入時申告は処理されないこととなる。
K	I D A業務で登録した情報を使用し、既に通関予定蔵置場へ搬入確認済みの貨物について登録後最初に到来する予め定められた時刻(ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻)をもって輸入申告または本申告を自動起動(以下、開庁時申告といふ。)する旨を登録する。	開庁時申告の前に訂正が行われた場合は、改めて本業務による開庁時申告の登録が行われない限り、開庁時申告は処理されないこととなる。

(2) 本業務では輸入申告D Bに登録されている申告等種別により、以下の申告条件が入力可能である。

: 入力可能

: 輸入申告D Bに最初蔵入等承認年月日が登録されている場合または輸入申告D Bに郵便物である旨が登録されている場合は、入力不可

申告条件コード 申告等種別	なし	T	Z	U	J	S	H	I	K
輸入申告									
輸入申告(少額関税無税)									
輸入(引取)申告									
輸入(引取・特例)申告									
蔵入承認申請									
移入承認申請									
総保入承認申請									
展示等申告									
蔵出輸入申告									
移出輸入申告									
総保出輸入申告									

(3) 本業務は以下の条件で自動起動される。

S : Sea - NACCS, A : Air - NACCS

申告条件	システム	自動起動条件
通常申告	S	搬入時申告の登録後、通関予定蔵置場への貨物の搬入等を契機に自動起動される。
	S	搬入時申告が税關の開庁時間外に自動起動された場合で、起動された時刻に係る時間外執務要請届がされていない場合は、当該起動後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機關の休日に関する法律」に規定する行政機關の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）に自動起動される。
	S / A	開庁時申告の登録後、最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機關の休日に関する法律」に規定する行政機關の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）に自動起動される。
本申告	S	予備申告（Z）後、「船卸確認登録（個別）（PKK）」業務等による通關予定蔵置場への貨物の搬入を契機に自動起動される。
	A	予備申告（Z）後、保税蔵置場における突合または保税蔵置場への貨物の搬入を契機に自動起動される。 なお、本業務において、突合とは、以下の条件を満足した状態のことをいう。 通關予定蔵置場に全量蔵置されていること。 ただし、HAWBの場合で、通關予定蔵置場が「混載貨物確認情報登録（HPK）」業務を不要として登録されている場合は除く。 スプリット貨物の場合は、全量到着済であること。 ただし、スプリット情報仕分けされた貨物は除く。
	S	予備申告（U）後、「到着確認登録（PID）」業務を契機に自動起動される。
	A	（1）AWBの場合 予備申告（U）後、「AWB情報登録（輸入）（ACH）」業務を契機に自動起動される。 （2）HAWBの場合 予備申告（U）後、以下のいずれか遅いほうの業務を契機に自動起動される。 ACH業務 「HAWB情報登録（輸入）A（HCH）」業務等
	S	予備申告（J）後、「積荷目録提出（DMF）」業務を契機に自動起動される。
	A	（1）AWBの場合 予備申告（J）後、「積荷目録事前報告（ADM01）」業務またはACH業務を契機に自動起動される。 （2）HAWBの場合 予備申告（J）後、以下のいずれか遅いほうの業務を契機に自動起動される。 ADM01業務またはACH業務 HCH業務等
	A	予備申告（S）後、「搬出確認登録（一般）（OUT）」業務等を契機に自動起動される。
	S / A	本申告が税關の開庁時間外に自動起動された場合で、起動された時刻に係る時間外執務要請届がされていない場合は、当該起動後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機關の休日に関する法律」に規定する行政機關の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）に自動起動される。

申告条件	システム	自動起動条件
開庁時申告の登録	S / A	搬入時申告または本申告が税関の開庁時間外に自動起動された場合で、起動された時刻に係る時間外執務要請届がされていない場合は、開庁時申告の登録が自動に行われる。 ただし、当該起動後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）を待たずに通常申告または本申告を行う場合は、時間外執務要請届出後に手動により行う。

(4) 本業務は以下の時間帯に実施可能である。

申告条件	実施可能時間帯	特記事項
通常申告	税関開庁時間内	本業務が税関の開庁時間外にわたる場合は、業務を行った時刻に係る時間外執務要請届がされている必要がある。
本申告		
予備申告	時間帯を問わない	
搬入時申告の登録		
開庁時申告の登録	税関開庁時間外	

(5) 輸入申告 D B に關税割当証明書提出猶予申請を行う旨が登録されている場合は、併せて実施することができる。

(6) 輸入申告 D B に原産地証明書提出猶予承認申請を行う旨が登録されている場合は、併せて実施することができる。

(7) 輸入申告 D B に個別納期限延長申請を行う旨が登録されている場合は、併せて実施することができる。

(8) 輸入申告 D B に特例申告納期限延長申請を行う旨が登録されている場合は、併せて実施することができる。

(9) 登録内容に基づき輸入申告等を「簡易審査扱い」、「書類審査扱い」または「検査扱い」のいずれかに選定する。

(10) 審査区分が「検査扱い」に選定された輸入申告等は、検査区分が選定される場合がある。

(11) 「簡易審査扱い」（保留中は除く）に選定された輸入申告等は、納税等の条件を満たすことにより即時に輸入申告等を許可・承認とする。

(12) B P 承認となった場合で、輸入申告 D B に「その他やむを得ない理由があると認める場合（自動処理）」に係る B P 申請事由コードが登録されている場合は、登録後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）に輸入許可前引取貨物の輸入申告（以下、I B P という。）に係る審査終了を自動起動する旨を登録する。

(13) 申告等種別が輸入（引取・特例）申告の場合で、輸入（引取）許可となった場合は、特例申告受理処理または酒税またはたばこ税・たばこ特別税に係る特例申告納期限延長申請（以下、特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）という。）処理を自動的に行う。

2 . 入力者

通関業

3 . 制限事項

なし。

4. 入力条件

通：通常申告、予：予備申告、本：本申告、搬：搬入時申告の登録、開：開庁時申告の登録

：チェックを行う

項番	チェック	申告条件	通	予	本	搬	開
1	入力者チェック						
2	入力項目チェック						
3	輸入申告D Bチェック						
4	税関開庁時間チェック						
5	時間外執務要請届D Bチェック						
6	通貨換算レートの適用期間チェック						
7	貨物情報関連チェック						
8	積荷目録管理D Bチェック (Sea - NACCSのみ)						
9	本船・ふ中扱い承認申請D Bチェック (Sea - NACCSのみ)						
	適用法令チェック ^{*1}						
10	保険関連チェック ^{*2}						
11	輸入包括評価申告関連チェック ^{*2}						
12	輸入包括審査関連チェック ^{*3}						
13	原産地関連チェック ^{*2}						
14	特恵例外関連チェック ^{*2}						
15	輸入品目関連チェック						
16	関税減免税関連チェック ^{*2}						
17	内国消費税等種別関連チェック ^{*2}						
18	内国消費税等減免税関連チェック ^{*2}						
19	特別緊急関税対象品目関連チェック						
20	輸出入者関連チェック						
21	自由貿易協定関連チェック ^{*2}						
22	運賃特例及び保険明細不明関連チェック ^{*2}						
23	口座関連チェック						
24	担保関連チェック						
25	保税地域関連チェック						
26	インボイス・パッキングリストD Bチェック						

(* 1) IDA業務またはIDA01業務が行われた日（以下、事項登録日という。）と本業務が行われた日（自動起動を含む。以下同様。）が異なる場合にのみチェックを行う。

(* 2) 申告等種別が輸入（引取）申告の場合は除く。

(* 3) 申告等種別が輸入（引取）申告及び輸入（引取・特例）申告の場合は除く。

(1) 入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

輸入申告D Bに登録されている申告等予定者と同一であること。

システムに通関士として登録されていること。

申告等種別が特例委託輸入（引取）申告または特例委託輸入（引取・特例）申告の場合は、本業務が
入力された日において認定通関業者であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 輸入申告D B チェック

入力された申告等番号について以下のチェックを行う。

通：通常申告、予：予備申告、本：本申告、搬：搬入時申告の登録、開：開庁時申告の登録

: チェックを行う

項目番	チェック条件	通	予	本	搬	開
1	入力された申告等番号が輸入申告D Bに存在すること。					
2	輸入申告等事項の登録が完了していること。					
3	輸入申告等(B P承認申請を含む。)がされていないこと。					
4	最初蔵入等承認年月日が登録されていないこと。 ^{*4}					
5	予備申告されていないこと。(予備申告変更の場合はチェックを行わない。)					
6	予備申告されていること。					
7	搬入時申告の登録がされていないこと。(Sea - NACCSのみ)					
8	開庁時申告の登録がされていないこと。					
9	一括申告する旨の登録がされていないこと(Sea - NACC Sのみ)。 ^{*5}					
10	複数のB / L番号が登録されていないこと(Sea - NACC Sのみ)。 ^{*5}					
11	以下の登録がされていないこと。 「輸入申告等手作業移行」 「輸入申告等撤回」					
12	B P申請事由コードに「その他やむを得ない理由があると認められる場合(自動処理)」が登録されていないこと。					
13	輸入申告D Bに登録されている入港年月日は本業務が行われた日より未来日でないこと(Sea - NACCSのみ)。					

(* 4) 予備申告(T)の場合は、チェックを行わない。

(* 5) 予備申告(Z)及び予備申告(T)の場合は、チェックを行わない。

(4) 税関開庁時間チェック

申告条件が開庁時申告の登録の場合は、本業務が行われた時間が税関の開庁時間外であること。

(5) 時間外執務要請届D B チェック

申告条件が通常申告または本申告の場合で、本業務が税関の開庁時間外に行われた場合は、以下のチェックを行う。

当該申告・申請者分の時間外執務要請届D Bが存在すること。

本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

(6) 通貨換算レートの適用期間チェック

輸入申告D Bに登録されている通貨換算レートについて、本業務が行われた日がIDA業務またはIDA01業務で適用された通貨換算レートの期間内であること。

(7) 貨物情報関連チェック

以下の場合以外にチェックを行う。

輸入申告DBに最初蔵入等承認年月日が登録されている場合

輸入申告DBに郵便物である旨が登録されている場合

申告条件が予備申告の場合で、貨物情報DBが存在しない場合 (Sea - NACCSのみ)

申告条件が予備申告の場合で、輸入貨物情報DBが存在しない場合 (Air - NACCSのみ)

(A) 貨物情報DBチェック (Sea - NACCSのみ)

輸入申告DBに登録されているB/L番号について、以下のチェックを行う。

なお、一括申告する場合は、輸入申告DBに登録されているB/L番号の仕分けの子でチェックを行う。

また、項目の一致チェックまたは比較チェックについては、当該項目が、貨物情報DBに登録されている場合のみ行う。

通：通常申告、予：予備申告、本：本申告、搬：搬入時申告の登録、開：開港時申告の登録

：チェックを行う

項番	チェック条件	通	予	本	搬	開
1	B/L番号が貨物情報DBに存在すること。					
2	輸入貨物であること。					
3	他の輸入申告等がされていないこと。					
4	輸入申告DBに登録されている通関予定蔵置場に貨物が蔵置されていること。 ただし、本船・ふ中扱い貨物の場合及び貨物到着前輸入申告扱いの場合は除く。 なお、複数のB/L番号が輸入申告DBに登録されている場合は、以下のすべてを満たすこと。 輸入申告DBに登録されている通關予定蔵置場に蔵置されている貨物が1つ以上あること。 すべての貨物が申告先税關の管轄する保税地域に蔵置されていること。					
5	仕分けの親となっていないこと。					
6	混載仕分けの親となっていないこと。					
7	訂正保留中となっていないこと。					
8	一括申告する場合は、仕分けの子が5B/L以下であること。					
9	本船・ふ中扱い貨物の場合は、本申告の起動方法は手動起動であること。					
10	本船・ふ中扱い貨物の場合は、「積荷目録提出(DMF)」業務が行われていること。(「簡易貨物情報登録(SCR)」業務により登録された貨物の場合を除く。)					
11	輸入申告DBに本船・ふ中扱い承認申請番号が登録されている場合は、同一の貨物情報DBに本船・ふ中扱い承認申請番号が登録されていること。					
12	本船扱い貨物またはふ中扱い貨物でないこと。					

項目番	チェック条件	通	予	本	搬	開																														
13	<p>以下の項目について、輸入申告D Bに登録されている内容と貨物情報D Bに登録されている内容が同一であること。</p> <p>貨物個数 積載船舶コード 船卸港コード</p> <p>なお、一括申告する場合の貨物個数についてはB / L番号の仕分けの子の合計でチェックを行う。</p> <p>また、複数のB / L番号が輸入申告D Bに登録されている場合は、貨物個数の合計でチェックを行う。</p>																																			
14	<p>コンテナ本数について、輸入申告D Bに登録されている内容が貨物情報D Bに登録されている内容と同一であること。</p> <p>なお、一括申告する場合のコンテナ本数についてはB / L番号の仕分けの子の合計でチェックを行う。</p> <p>また、複数のB / L番号が輸入申告D Bに登録されている場合は、コンテナ本数の合計でチェックを行う。</p>																																			
15	<p>以下の登録がされていないこと。</p> <p>「廃棄届受理」 「亡失届受理」 「滅却承認」 「現場収容」 「税関内収容」 「その他の搬出承認」</p>																																			
16	貨物手作業移行されていないこと。																																			
17	削除対象となっていないこと。																																			
18	コンテナ扱いで通関する場合は、デバンニングされていないこと。																																			
19	自動起動による申告（本申告、搬入時申告または開庁時申告）の場合は、税関への通知を要する事故が登録されている貨物(税関による事故確認登録がされている貨物を除く)でないこと。																																			
20	通関予定蔵置場以外の蔵置場における搬入時申告の登録がされていないこと。																																			
21	輸入申告D Bに登録されている通関予定蔵置場に既に貨物が搬入されている場合は、本申告の起動方法は手動起動であること。																																			
22	<p>申告条件が予備申告（U）の場合は、以下のチェックを行う。</p> <table border="1"> <tr><td>混載貨物でないこと。</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>コンテナ詰貨物であること。</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>仮陸揚貨物でないこと。</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>船卸確認登録が行われていないこと。</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>システム外搬入貨物でないこと。</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>積荷目録情報登録（M F R）業務で登録されたコンテナオペレーション会社コードが「9 9 9 9 9」でないこと。</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	混載貨物でないこと。					コンテナ詰貨物であること。					仮陸揚貨物でないこと。					船卸確認登録が行われていないこと。					システム外搬入貨物でないこと。					積荷目録情報登録（M F R）業務で登録されたコンテナオペレーション会社コードが「9 9 9 9 9」でないこと。									
混載貨物でないこと。																																				
コンテナ詰貨物であること。																																				
仮陸揚貨物でないこと。																																				
船卸確認登録が行われていないこと。																																				
システム外搬入貨物でないこと。																																				
積荷目録情報登録（M F R）業務で登録されたコンテナオペレーション会社コードが「9 9 9 9 9」でないこと。																																				
23	<p>申告条件が予備申告（U）後の本申告の場合は、以下のチェックを行う。</p> <table border="1"> <tr><td>申告先税関と船卸港を管轄する税関が同一であること。</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>搬入時自動起動により本申告が行われた場合は、搬入確認された保税地域コードに対応する船卸場所が存在すること。</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>M F R業務で登録されたコンテナオペレーション会社コードが「9 9 9 9 9」でないこと。</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	申告先税関と船卸港を管轄する税関が同一であること。					搬入時自動起動により本申告が行われた場合は、搬入確認された保税地域コードに対応する船卸場所が存在すること。					M F R業務で登録されたコンテナオペレーション会社コードが「9 9 9 9 9」でないこと。																								
申告先税関と船卸港を管轄する税関が同一であること。																																				
搬入時自動起動により本申告が行われた場合は、搬入確認された保税地域コードに対応する船卸場所が存在すること。																																				
M F R業務で登録されたコンテナオペレーション会社コードが「9 9 9 9 9」でないこと。																																				

項目番号	チェック条件	通関	予約	本搬	搬入	開港
24	<p>貨物到着前輸入申告扱いの場合は以下のチェックを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申告先官署が管轄する港において、DMF業務が行われていること。（混載子B/Lの場合は対象の混載親B/Lでチェックを行う。） 仮陸揚貨物でないこと。 船卸確認登録が行われていないこと。 システム外搬入貨物でないこと。 混載子B/Lの場合は、対象の混載親B/Lの船卸確認登録が行われていないこと。 仮陸揚貨物でない場合は、DMF業務が行われていないこと。（混載子B/Lの場合は対象の混載親B/Lでチェックを行う。） 輸入申告DBに登録されている船（取）卸港コードと貨物情報DBに登録されている船卸港コードが同一である場合は、仮陸揚貨物でないこと。 仮陸揚貨物でない場合は、システム外搬入貨物でないこと。 搬入時自動起動により本申告が行われた場合は、搬入確認された保税地域コードに対応する船卸場所が存在すること。（混載子B/Lの場合は、混載仕分けを行う保税地域等コードとして登録されている保税地域に存在すること。） 					
25	<p>他所蔵置場所で通関する場合は、以下のチェックを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 貨物情報DBに他所蔵置許可申請番号が登録されていること。 貨物情報DBと輸入申告DBに登録されている他所蔵置許可申請番号が一致すること。 本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること。 					
26	<p>輸入申告DBに一括申告等識別が登録されている場合は、以下のチェックを行う。</p> <p>ただし、予備申告の場合は、輸入申告DBに登録されている通関予定蔵置場に貨物が蔵置されている場合のみチェックを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一括申告等識別に「C」が登録されている場合は、コンテナ詰貨物のみであること。 一括申告等識別に「M」が登録されている場合は、コンテナ貨物とコンテナ詰めされていない貨物が混在していること。 一括申告等識別に「M」が登録されている場合は、コンテナ詰めされていない貨物のみでないこと。 一括申告等識別に「L」が登録されている場合は、コンテナ詰めされていない貨物のみであること。 					
27	<p>複数のB/L番号が輸入申告DBに登録されている場合は、以下のチェックを行う。</p> <p>ただし、一括申告する場合は、チェックを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸入申告DBに一括申告等識別が登録されている場合は、分散蔵置していること。 輸入申告DBに一括申告等識別が登録されていない場合は、分散蔵置していないこと。 					

(B) 輸入貨物情報DBチェック (Air - NACC Sのみ)

輸入申告DBに登録されているAWB番号に対して以下のチェックを行う。

また、項目の一致チェックまたは比較チェックについては、当該項目が、輸入貨物情報DBに登録されている場合のみ行う。

なお、申告条件が予備申告以外の場合で、輸入申告DBにMAWB番号、積載船(機)名、入港年月日または船(取)卸港コードが登録されていない場合は、輸入貨物情報DBに登録されている内容を輸入申告DBに登録の上、チェック及び以降の処理を行う。

通：通常申告、予：予備申告、本：本申告、搬：搬入時申告の登録、開：開港時申告の登録

：チェックを行う

項番	チェック条件	通	予	本	搬	開
1	AWB番号が輸入貨物情報DBに存在すること。				-	
2	ULDでないこと。				-	
3	MAWBでないこと。				-	
4	仕分中となっていないこと。				-	
5	一般仮陸揚貨物でないこと。				-	
6	仮・仮貨物でないこと。				-	
7	国外向け機移し貨物でないこと。				-	
8	他空港向一括保税運送仮陸揚貨物でないこと。				-	
9	システム外向けの他空港向一括保税運送貨物でないこと。				-	
10	HAWBの場合は、輸入申告DBに登録されているMAWB番号と輸入貨物情報DBのMAWB番号が同一であること。 ^{*6}				-	
11	AWBの場合は、輸入申告DBにMAWB番号の登録がされていないこと。				-	
12	輸入申告等がされていないこと。 ^{*7}				-	
13	輸入マニフェスト通関申告がされていないこと。				-	
14	機用品蔵入承認申請がされていないこと。				-	
15	以下の登録がされていないこと。 「外貨機用品積込承認（個別）」 「外貨船用品積込承認」 「廃棄届受理」 「滅却承認」 「亡失届受理」 「保税運送承認」 「税關内收容」 「現場收容」 「登録情報削除承認」				-	
16	貨物手作業移行されていないこと。				-	
17	積戻し貨物としての仕分けまたは仕合せがされていないこと。				-	
18	仕分け親でないこと。				-	
19	通関予定蔵置場からの保税運送申告がされていないこと。				-	
20	システム外の保税蔵置場への保税運送申告がされていないこと。				-	
21	貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。				-	
22	通關予定蔵置場に貨物が蔵置されていないこと。 ^{*4}				-	
23	突合されていること。 ただし、HAWBの場合は、以下のいずれかの条件を満たすこと。 HAWBについて、HPK業務等が行われていること。 MAWBについて、ACH業務等が行われていること。				-	
24	HAWBの場合は、不突合（オーバー）となっていないこと。				-	

項目番	チェック条件	通	予	本	搬	開
25	訂正保留中でないこと。				-	
26	輸入申告D Bに登録されている以下の内容と輸入貨物情報D Bに登録されている内容が同一であること。 ^{*8} 貨物個数 貨物重量(グロス) 積載船(機)名 ^{*6} 入港年月日 ^{*6} 船(取)卸港コード ^{*6}				-	
27	輸入貨物情報D Bに登録されている以下の内容に不明なものがないこと。 ^{*8} 積載船(機)名 入港年月日 船(取)卸港コード				-	
28	輸入申告D Bに登録されている積載船(機)名、入港年月日及び船(取)卸港コード(以下、「積載機情報」という。)と輸入貨物情報D Bに登録されている積載機情報が同一であること。 ^{*8} ただし、H A W Bの場合で、通常申告、本申告または開庁時申告の登録の場合は、以下のいずれかの積載機情報とチェックを行う。 H P K業務等が行われている場合は、H P K業務等により、輸入貨物情報D Bに登録された、H A W Bの積載機情報 H P K業務等が行われていない場合は、A C H業務等により、輸入貨物情報D Bに登録された、M A W Bの積載機情報 なお、スプリット貨物である場合は、輸入貨物情報D Bに登録されている複数の積載機情報のいずれかと同一であること。				-	
29	自動起動による申告(本申告または開庁時申告)の場合は、税関への通知を要する事故が登録されている貨物(税関による事故確認登録がされている貨物を除く)でないこと。				-	
30	到着即時輸入申告扱いの場合は、以下のチェックを行う。 (A) 申告条件が予備申告(U)または予備申告(S)の場合は、以下のチェックを行う。 (a) AWBの場合は、A C H業務等が行われていないこと。 (b) H A W Bの場合は、以下のチェックを行う。 以下のいずれかの条件を満たすこと。 H A W Bについて、H C H業務等が行われていないこと。 M A W Bについて、A C H業務等が行われていないこと。 M A W Bについて、「U L D引取情報登録(UD A 0 1)」業務実施済みの旨が登録されていないこと。 (B) 申告条件が予備申告(U)または予備申告(S)以外の場合は、以下のチェックを行う。 スプリット貨物でないこと。 申告条件を予備申告(Z)として輸入貨物情報D Bに登録されている場合で、輸入申告D Bに特別通関貨物(税関の一般執務時間外における常駐体制の整備官署に申告する貨物)である旨が登録されている場合は、あて先税関官署の管轄する保税地域に蔵置されていること。				-	

項目番号	チェック条件	通	予	本	搬	開
31	貨物到着前輸入申告扱いの場合は、以下のチェックを行う。 (A) AWB の場合は、以下のチェックを行う。 スプリット貨物でないこと。 「貨物確認情報登録(PKG)」業務が行われていないこと。 「搬入確認登録(システム対象外保税運送)(OIN)」業務が行われていないこと。 申告条件が予備申告(J)の場合は、ADM01業務またはACH業務が行われていないこと。 申告条件が予備申告(J)以外の場合は、以下の条件を全て満たすこと。 ADM01業務またはACH業務により、あて先税関官署と同一の税関空港における到着空港揚貨物として登録されていること。 ADM01業務またはACH業務により、あて先税関官署と同一の税関空港における到着空港揚貨物以外の登録がされていないこと。				-	
	(B) HAWB の場合は、以下のチェックを行う。 HAWBについて、以下のチェックを行う。 スプリット貨物でないこと。 HPK業務が行われていないこと。 MAWBについて、以下のチェックを行う。 UDA01業務実施済みの旨が登録されていないこと。 PKG業務及びOIN業務が行われていないこと。 申告条件が予備申告(J)の場合は、以下のいずれかの条件を満たすこと。 HAWBについて、「HAWB情報登録(輸入)(HC01)」業務が行われていないこと。 MAWBについて、ADM01業務またはACH業務が行われていないこと。 申告条件が予備申告(J)以外の場合は、以下の条件を全て満たすこと。 HAWBについて、HC01業務が行われていること。 MAWBについて、以下のチェックを行う。 ADM01業務またはACH業務により、あて先税関官署と同一の税関空港における到着空港揚貨物として登録されていること。 ADM01業務またはACH業務により、あて先税関官署と同一の税関空港における到着空港揚貨物以外の登録がされていないこと。 ADM01業務またはACH業務により、運送種別が未定の旨が登録されていないこと。				-	
32	他所蔵置場所で通関する場合は、以下のチェックを行う。 輸入貨物情報DBに他所蔵置許可申請番号が登録されていること。 輸入貨物情報DBと輸入申告DBに登録されている他所蔵置許可申請番号が一致すること。 本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること。				-	

(* 6) 予備申告の場合は、当該項目が輸入申告DBに登録されている場合のみチェックを行う。

(* 7) 申告等番号の先頭10桁が同一の場合は除く。

(* 8) 予備申告の場合は、突合されている場合のみチェックを行う。

(8) 積荷目録管理D B チェック (S e a - N A C C S のみ)

申告条件が予備申告 (U) の場合は、当該港に係る P I D 業務が行われていないこと。

申告条件が予備申告 (U) 後の本申告の場合は、当該港に係る P I D 業務が行われていること。

(9) 本船・ふ中扱い承認申請D B チェック (S e a - N A C C S のみ)

申告条件が通常申告、本申告または開庁時申告の場合で、輸入申告D B に登録されている通関予定蔵置場が本船・ふ中に係る蔵置場である場合は、以下のチェックを行う。(マニュアルで本船・ふ中扱い承認を受けている場合は、(A) のみチェックする。)

(A) 輸入申告D B に本船・ふ中扱い承認申請番号が登録されていること。

(B) 本船・ふ中扱い承認申請番号が本船・ふ中扱い承認申請D B に存在すること。

(C) 本船・ふ中扱い承認されていること。

(D) 以下の項目について本船・ふ中扱い承認申請D B に登録されている内容が輸入申告D B に登録されている内容と一致すること。

B / L 番号

輸入者コードの先頭 8 衡

積載船舶コード

(10) 適用法令チェック

事項登録日と本業務が行われた日が異なる場合は、以下のチェックを行う。

(A) 保険関連チェック

輸入申告D B に登録されている包括保険登録番号について、以下のチェックを行う。

包括保険登録番号が保険D B に存在すること。

事項登録日から本業務が行われた日までの間に保険D B の登録内容に変更がないこと。

本業務が行われた日が保険D B に登録されている有効期限内であること。

(B) 輸入包括評価申告関連チェック

輸入申告D B に登録されている包括評価申告受理番号について、以下のチェックを行う。

包括評価申告受理番号が輸入包括評価申告D B に存在すること。

事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入包括評価申告D B の登録内容に変更がないこと。

本業務が行われた日が輸入包括評価申告D B に登録されている有効期限内であること。

(C) 輸入包括審査関連チェック

輸入申告D B に登録されている包括審査扱い受理番号及び品目コードの組み合わせについて、以下のチェックを行う。

包括審査扱い受理番号及び品目コードの組み合わせが輸入包括審査D B 及び輸入包括審査品目条件D B に存在すること。

事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入包括審査D B 及び輸入包括審査品目条件D B の登録内容に変更がないこと。

本業務が行われた日が輸入包括審査D B 及び輸入包括審査品目条件D B に登録されている有効期限内であること。

(D) 原産地関連チェック

輸入申告D B に登録されている原産地コードについて、以下のチェックを行う。

原産地コードがシステムに存在すること。

事項登録日から本業務が行われた日までの間に原産地の税率適用状況の登録内容に変更がないこと。

(E) 特恵例外関連チェック

特恵税率が適用されていて、輸入申告D B に登録されている原産地コード及び品目コードの組み合わせが特恵例外D B に登録されている場合は、本業務が行われた日が特恵停止期間内でないこと。

(F) 輸入品目関連チェック

(a) 輸入申告 D B に登録されている品目コードが 9 衔の場合は、以下のチェックを行う。

輸入申告 D B に登録されている品目コードについて、以下のチェックを行う。

品目コードが輸入品目 D B に存在すること。

事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入品目 D B の登録内容に変更がないこと。

本業務が行われた日が輸入品目 D B に登録されている有効期限内であること。

申告等種別が輸入（引取）申告以外の場合で、特恵税率が適用されている品目である場合は、本業務が行われた日が輸入品目 D B に登録されている特恵適用期間内であること。

ただし、蔵出輸入申告、移出輸入申告または総保出輸入申告の場合で、特恵税率の適用方式がシーリング方式の場合は除く。

(b) 輸入申告 D B に登録されている品目コードが 6 衔の場合は、以下のチェックを行う。

輸入申告 D B に登録されている品目コードが、輸入品目 6 衔 D B に存在すること。

(G) 特恵管理関連チェック

特恵税率が適用されていて、輸入申告 D B に登録されている品目コードに係る特恵項目及び原産地に係る国名コードの組み合わせが特恵管理 D B に登録されている場合は、本業務が行われた日が特恵適用期間内であること。

(H) 関税減免税関連チェック

輸入申告 D B に登録されている関税減免税コードについて、以下のチェックを行う。

関税減免税コードが輸入関税減免税コード D B に存在すること。

事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入関税減免税コード D B の登録内容に変更がないこと。

本業務が行われた日が輸入関税減免税コード D B に登録されている有効期限内であること。

(I) 内国消費税等種別関連チェック

輸入申告 D B に登録されている内国消費税等種別コードについて、以下のチェックを行う。

内国消費税等種別コードが内国消費税等種別 D B に存在すること。

事項登録日から本業務が行われた日までの間に内国消費税等種別 D B の登録内容に変更がないこと。

本業務が行われた日が内国消費税等種別 D B に登録されている有効期限内であること。

(J) 内国消費税等減免税関連チェック

輸入申告 D B に登録されている内国消費税等減免税コードについて、以下のチェックを行う。

内国消費税等減免税コードが輸入内国消費税等減免税コード D B に存在すること。

事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入内国消費税等減免税コード D B の登録内容に変更がないこと。

(K) 特別緊急関税対象品目関連チェック

輸入申告 D B に登録されている品目コードが特別緊急関税対象の品目である場合は、以下のチェックを行う。

ただし、自由貿易協定に基づく税率が適用された場合で、システムに特別緊急関税対象品目チェックを不要とする旨が登録されている場合は、チェックを行わない。

予備申告の場合は、予備申告に係る事項登録日と本業務の入力日が異なる場合は、チェックを行う。

輸入申告 D B に登録されている数量が特別緊急関税対象品目 D B に登録されている輸入基準数量を超えていないこと（チェックの許容範囲は別途税関が定める。）。

輸入申告 D B に登録されている課税価格が特別緊急関税対象品目 D B に登録されている発動基準価格を下まわっていないこと（チェックの許容範囲は別途税関が定める。）。

申告等種別が輸入（引取）申告または輸入（引取・特例）申告の場合は、輸入申告 D B に登録されている品目コードが特別緊急関税対象品目 D B に登録されていないこと。

(L) 輸出入者関連チェック

輸入申告DBに登録されている輸入者及び輸入取引者について、以下のチェックを行う。

輸入者及び輸入取引者が国内用輸出入者DBに存在すること。

事項登録日から本業務が行われた日までの間に国内用輸出入者DBの登録内容に変更がないこと。

本業務が行われた日が国内用輸出入者DBに登録されている有効期限内であること。

申告等種別が輸入(引取)申告または輸入(引取・特例)申告の場合は、本業務の入力日において特例輸入者であること。

ただし、輸入取引者については、チェックを行わない。

また、特例委託輸入(引取)申告または特例委託輸入(引取・特例)申告の場合は、チェックを行わない。

(M) LDC特恵除外関連チェック

特別特恵税率が適用されていて、輸入申告DBに登録されている品目コード及び原産地に係る国名コードの組み合わせがLDC特恵除外DBに登録されている場合は、本業務が行われた日が特別特恵停止期間内ないこと。

(N) 自由貿易協定関連チェック

輸入申告DBに登録されている適用された関税率が自由貿易協定に基づく税率の場合に、以下のチェックを行う。

なお、自由貿易協定に基づく税率の管理方式が特殊なシーリング方式の場合で、最初蔵入等承認年月日においてシーリング枠内である場合は、チェックを行わない。

輸入申告DBに登録されている原産地コード及び品目コードの組み合わせが、自由貿易協定の適用可能とFTA税率適用管理DBまたはマルチ協定税率適用管理DBに登録されていること。

事項登録日から本業務が行われた日までの間にFTA税率適用管理DBまたはマルチ協定税率適用管理DBの登録内容に変更がないこと。

事項登録日から本業務が行われた日までの間にEPA/FTA国管理DBの登録内容に変更がないこと。

輸入申告DBに登録されている原産地コード及び品目コードの組み合わせが、自由貿易協定適用期間内であること。

(O) 運賃特例及び保険明細不明関連チェック

輸入申告DBに登録されている運賃区分コードが運賃特例に係るコードである場合または保険区分コードが保険明細不明に係るコードである場合は、以下のチェックを行う。

輸入申告DBに登録されている運賃区分コードが「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードである場合は、事項登録日から本業務が行われた日までの間に、運賃特例自動計算適用管理DBの登録内容に変更がないこと。

輸入申告DBに登録されている保険区分コードが「保険料を自動計算する」旨のコードである場合は、事項登録日から本業務が行われた日までの間に、保険料自動計算適用管理DBの登録内容に変更がないこと。

(11) 口座関連チェック

輸入申告DBに口座番号が登録されている場合は、以下のチェックを行う。

口座番号が口座DBに存在すること。

通関業者口座の場合は、入力者が口座DBに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者DBに登録されていること。

輸入者口座の場合は、輸入者または輸入取引者が口座DBに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者DBに登録されていること。

通常申告または本申告の場合は、本業務が行われた時間が口座の使用できる時間帯であること。
ただし、輸入（引取・特例）申告（特例委託輸入（引取・特例）申告の場合で、無符号輸入者の場合は除く。）またはB P承認申請の場合は、チェックを行わない。
B P承認申請の場合で、輸入申告D Bに「その他やむを得ない理由があると認める場合（自動処理）」に係るB P申請事由コードが登録されている場合、かつ、N A C C S専用口座を利用して納付する場合は、本業務が行われた時間が口座の使用できない時間帯であること。

（12）担保関連チェック

（A）以下のいずれかの条件を満たす場合は、以下のチェックを行う。

輸入申告D Bに担保登録番号（据置担保または個別担保。以下同様。）及び担保額が登録されている場合

申告等種別が輸入（引取）申告または輸入（引取・特例）申告の場合で、輸入申告D Bに担保登録番号が登録されている場合（輸入申告D Bに担保額が登録されていない場合も含む。）

なお、以下の条件を満たす場合は、個別担保を輸入（引取）申告用の担保として扱う。

申告等種別が輸入（引取・特例）申告である

「担保登録番号の繰返し2回目、個別担保の両方に登録がある」または「個別担保のみに登録がある」

「あて先官署コードと特例申告あて先官署コードが異なる場合で、個別担保の登録があて先官署で行われている場合」または「あて先官署コードと特例申告あて先官署コードが同じ場合で、輸入（引取）申告用の担保提供原因のみが登録されている場合」

（a）存在チェック

担保登録番号が担保D Bに存在すること。

（b）担保提供者チェック

担保登録番号及び担保額が登録されている場合は、輸入申告D Bに登録されている輸入者（輸入取引者を含む。）の先頭8桁または本業務の入力者が、担保提供者として担保D Bに登録されているか、または輸入者（輸入取引者を含む。）の先頭8桁が担保提供者に代わる利用可能者として担保利用可能者D Bに登録されていること。

ただし、輸入（引取）申告用の担保としてチェックする場合は、当該チェックは行わない。

輸入（引取）申告または輸入（引取・特例）申告の場合で、輸入（引取）申告用の担保としてチェックする場合は、輸入申告D Bに登録されている輸入者の先頭8桁が、担保提供者として担保D Bに登録されているか、または輸入者の先頭8桁が担保提供者に代わる利用可能者として担保利用可能者D Bに登録されていること。

（c）引落とし可能期間チェック

本業務が行われた日が担保D Bに登録されている引落とし可能期間内であること。

（d）担保提供原因チェック

< A > 申告等種別が輸入（引取）申告または輸入（引取・特例）申告の場合は、I D A業務またはI D A 0 1業務において1回目の「担保登録番号」欄に入力された担保登録番号について、担保D Bに輸入（引取）申告用の担保提供原因が登録されていること。

ただし、I D A業務またはI D A 0 1業務において1回目の「担保登録番号」欄に入力されていない場合は、チェックを行わない。

< B > 以下のいずれかの場合は、担保登録番号の繰返し1回目または個別担保に輸入（引取）申告用の担保提供原因が登録されていること。

申告等種別が特例委託輸入（引取）申告の場合で、邦貨換算後のインボイス価格の合計が201,000円以上

申告等種別が特例委託輸入（引取・特例）申告の場合で、関税課税標準額の合計が201,000円以上

(e) 担保使用可能官署チェック

　　あて先税関官署において使用可能な担保であること。

- (B) 輸入申告 D B に担保登録番号及び担保額が登録されている場合（申告等種別が輸入（引取）申告または輸入（引取・特例）申告の場合を含む。）のみ、以下のチェックを行う。

(a) 使用可能通関業者チェック

　　担保 D B に使用可能通関業者が登録されている場合は、本業務の入力者と同一であること。

(b) 担保提供原因チェック

　　申告等種別が輸入（引取・特例）申告以外の場合は、以下のチェックを行う。

< A > 輸入申告 D B に 1 つの担保登録番号（据置担保）が登録されている場合

　　包括納期限延長する場合は、担保 D B に包括納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。

< B > 輸入申告 D B に 2 つの担保登録番号（2つの据置担保または据置担保と個別担保）が登録されている場合

　　包括納期限延長する場合は、担保 D B に包括納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。

　　個別納期限延長する場合は、担保 D B に個別納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。

　　B P 承認申請の場合は、担保 D B に B P 承認申請用の担保提供原因が登録されていること。

　　再輸出免税を適用する場合は、担保 D B に再輸出免税用の担保提供原因が登録されていること。

< C > 輸入申告 D B に個別担保が登録されている場合

　　個別納期限延長する場合は、担保 D B に個別納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。

　　B P 承認申請の場合は、担保 D B に B P 承認申請用の担保提供原因が登録されていること。

　　再輸出免税を適用する場合は、担保 D B に再輸出免税用の担保提供原因が登録されていること。

(c) 申告等種別が輸入（引取・特例）申告の場合で、特例申告納期限延長する場合は、担保 D B に特例申告納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。

(d) 申告等種別が輸入（引取・特例）申告の場合は、特例申告あて先税関官署で使用可能な担保であること。

(13) 保税地域関連チェック

　　輸入申告 D B に登録されている通関予定蔵置場について、以下のチェックを行う。

　　申告条件が予備申告（U）の場合は、到着即時輸入申告扱いに係るコードとして保税地域 D B に登録されていること。

　　申告条件が予備申告（U）でない場合は、到着即時輸入申告扱いに係るコードとして保税地域 D B に登録されていないこと。

　　申告条件が予備申告（J）の場合は、貨物到着前輸入申告扱いに係るコードとして保税地域 D B に登録されていること。

　　申告条件が予備申告（J）でない場合は、貨物到着前輸入申告扱いに係るコードとして保税地域 D B に登録されていないこと。

　　申告条件が予備申告（S）の場合は、他所蔵置場所に係るコードとして保税地域 D B に登録されていないこと。

(14) インボイス・パッキングリストDBチェック

輸入申告DBに電子インボイス受付番号が登録されている場合は、以下のチェックを行う。

電子インボイス受付番号が、インボイス・パッキングリストDBに存在すること。

輸入インボイスであること。

輸入申告DBに登録されている申告等予定者または事項登録者が、インボイス・パッキングリストDBに登録されている通関業者と同一であること。

他の輸入申告等（予備申告を除く。）で使用されていないこと。

5. 处理内容

通：通常申告、予：予備申告、本：本申告、搬：搬入時申告の登録、開：開庁時申告の登録

：処理を行う

項番	処理	申告条件	通	予	本	搬	開
1	入力チェック処理						
2	申告条件切替え処理						
3	審査区分選定処理						
4	検査区分選定処理						
5	利用者用整理番号払い出し処理						
6	輸入申告D B処理						
7	貨物情報関連処理						
8	インボイス・パッキングリストD B処理						
9	時刻起動電文D B処理						
10	審査終了処理 ^{*9}						
11	他法令未済処理 ^{*9}						
12	担保引落とし処理 ^{*10}						
13	納付処理 ^{*11}						
14	許可・承認処理 ^{*12}						
15	特例申告受理処理 ^{*12}						
16	特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）処理 ^{*12}						
17	検査処理（A i r - N A C C Sのみ）						
18	時間外執務要請届使用実績D B処理						
19	注意喚起メッセージ出力処理						
20	出力情報出力処理						

（*9）審査区分が「簡易審査扱い」（保留中を除く）に選定された場合または予備申告で「書類審査扱い」に選定され予備申告の審査終了が行われている場合のみ処理を行う。

（*10）*9の条件及び他法令未済となっていない場合に処理を行う。

（*11）*10の条件及び担保残高不足となっていない場合に処理を行う。

（*12）*11の条件及び口座不足となっていない場合に処理を行う。

（1）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「0 0 0 0 0 - 0 0 0 0 - 0 0 0 0」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「0 0 0 0 0 - 0 0 0 0 - 0 0 0 0」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（2）申告条件切替え処理

（A）申告条件が搬入時申告の登録の場合で、貨物が既に通関予定蔵置場に搬入済みである場合は、申告条件を通常申告へ切り替える。

（B）税関の開庁時間外に本申告または搬入時申告が自動起動した場合で、起動された時刻に係る時間外執務要請届がされてない場合は、申告条件を開庁時申告の登録へ切り替える。

（3）審査区分選定処理

輸入申告D Bの内容に基づき、「簡易審査扱い」、「書類審査扱い」または「検査扱い」のいずれかの審査区分に選定する。

ただし、予備申告後に「審査区分変更・検査（運送）指定（C K O）」業務により審査区分の変更が行われた場合は、指定された審査区分になる場合がある。

(4) 検査区分選定処理

審査区分選定処理により「検査扱い」に選定された場合は、検査区分が選定される場合がある（Air - NACCSのみ）。

ただし、予備申告後にCKO業務により検査区分の変更が行われた場合は、指定された検査区分になる場合がある。

(5) 利用者用整理番号払い出し処理

利用者用整理番号の付与が必要である旨がシステムに登録されている入力者の場合は、利用者コード単位の通番を払い出す。

ただし、予備申告が行われている場合は、既に払い出された利用者用整理番号を引き継ぐ。

(6) 輸入申告DB処理

処理結果及び輸入申告等された旨を輸入申告DBに登録する。

申告条件が予備申告（U）の場合で、審査区分が「簡易審査扱い」以外となった場合は、申告条件を予備申告（Z）として輸入申告DBに登録する。

申告条件が予備申告（S）の場合で、審査区分が「簡易審査扱い」以外となった場合は、申告条件を予備申告（Z）として輸入申告DBに登録する（Air - NACCSのみ）。

(7) 貨物情報関連処理

以下の場合以外に処理を行う。

輸入申告DBに最初蔵入等承認年月日が登録されている場合

輸入申告DBに郵便物である旨が登録されている場合

(A) 貨物情報DB処理（Sea - NACCSのみ）

輸入申告DBに登録されているB/L番号について、以下の処理を行う。

処理結果及び輸入申告等された旨を貨物情報DBに登録する。

申告条件が予備申告（U）の場合で、審査区分が「簡易審査扱い」以外となった場合は、申告条件を予備申告（Z）として貨物情報DBに登録する。

(B) 輸入貨物情報DB処理（Air - NACCSのみ）

輸入申告DBに登録されているAWB番号について、以下の処理を行う。

処理結果及び輸入申告等された旨を輸入貨物情報DBに登録する。

申告条件が予備申告（U）の場合で、審査区分が「簡易審査扱い」以外となった場合は、申告条件を予備申告（Z）として輸入貨物情報DBに登録する。

申告条件が予備申告（S）の場合で、審査区分が「簡易審査扱い」以外となった場合は、申告条件を予備申告（Z）として輸入貨物情報DBに登録する。

(8) インボイス・パッキングリストDB処理

輸入申告DBに登録されている電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストDBに、
輸入申告等（予備申告の場合は除く。）がされた旨を登録する。

(9) 時刻起動電文DB処理

申告条件が通常申告または本申告の場合で、開庁時申告の登録後に時間外執務要請届の届出時間帯に本業務が行われた場合は、登録済みの時刻起動電文DBを削除する。

申告条件が開庁時申告の登録の場合は、開庁時申告を行う旨を時刻起動電文DBに登録する。

(10) 審査終了処理

審査区分が「簡易審査扱い」（保留中を除く）または予備申告で「書類審査扱い」に選定され予備申告の審査終了が行われている場合のみ処理を行う。

(A) 輸入申告D B処理

審査終了（予備申告審査終了を含む）された旨を輸入申告D Bに登録する。

また、貨物到着前輸入申告扱いの場合または申告条件が予備申告（U）の場合で、既に通関予定蔵置場に貨物が搬入されている場合は、輸入申告D Bに登録されている搬入予定場所を取り消す。

(B) 貨物情報関連処理

以下の場合以外に処理を行う。

輸入申告D Bに最初蔵入等承認年月日が登録されている場合

輸入申告D Bに郵便物である旨が登録されている場合

(a) 貨物情報D B処理 (Sea - NACC Sのみ)

輸入申告D Bに登録されているB/L番号について、審査終了された旨を貨物情報D Bに登録する。

(b) 輸入貨物情報D B処理 (Air - NACC Sのみ)

輸入申告D Bに登録されているAWB番号について、審査終了された旨を輸入貨物情報D Bに登録する。

(C) 資金D B処理

申告等種別が輸入（引取・特例）申告以外の場合で、納付すべき税額がある場合は、審査終了された旨と受入科目毎に納付すべき税額を資金D Bに登録する。

ただし、B/P承認申請の場合は、処理を行わない。

(11) 他法令未済処理

審査終了処理がされており、他法令手続の証明をシステムにより行う旨が登録されている場合で、他法令手続の承認等が行われていない場合は、以下の処理を行う。

他法令未済の旨を輸入申告D Bに登録する。

納付すべき税額がある場合に、他法令未済の旨を資金D Bに登録する。

(12) 担保引落とし処理

審査終了処理がされており、他法令未済となっていない場合で、輸入申告D Bに担保額が登録されている場合は、以下の処理を行う。

ただし、特例申告に係る担保引落とし処理は行わない。

(A) 引落とし処理

輸入申告D Bに担保登録番号が登録されており、担保D Bに登録されている担保登録番号毎の担保引落とし残高が輸入申告D Bに登録されている担保提供原因毎の担保額を合計した金額以上である場合は、以下の処理を行う。

なお、輸入申告D Bに2つの担保登録番号が登録されており、担保D Bに同一の担保提供原因が登録されている場合は、IDA業務またはIDA01業務において1回目の「担保登録番号」欄に入力された担保登録番号より引落とし処理を行う（2つの担保登録番号からの引落としは行わない。）。

引落とし結果を担保D Bに登録する。

担保提供原因毎に引落とし結果を担保引落とし回復D Bに登録する。

ただし、納期限延長用の担保提供原因の場合は、登録しない。

担保引落とし済みの旨を輸入申告D Bに登録する。

B/P承認申請以外の場合で、納付すべき税額がある場合に、担保引落とし済みの旨を資金D Bに登録する。

(B) 担保残高不足処理

輸入申告D Bに担保登録番号が登録されていない場合または担保残高が不足している場合は、以下の処理を行う。

本処理が行われた場合は、注意喚起メッセージ出力処理まで以降の処理を行わない。

担保残高不足の旨を輸入申告D Bに登録する。

B P承認申請以外の場合で、納付すべき税額がある場合に、担保残高不足の旨を資金D Bに登録する。

(13) 納付処理

審査終了処理がされており、他法令未済または担保残高不足となっていない場合で、納付すべき税額がある場合は、以下の処理を行う。

ただし、B P承認申請の場合は除く。

(A) 口座振替処理

納付方法が口座振替の税科目があり、かつ、N A C C S専用口座を利用して納付する場合は、以下の処理を行う。

(a) 引落とし処理

口座D Bの口座残高が輸入申告D Bの税科目毎に納付すべき税額を合計した金額以上である場合は、以下の処理を行う。

口座引落とし結果を口座D Bに登録する。

税科目毎に引落とし結果を口座履歴D Bに登録する。

口座引落とし済みの旨を輸入申告D Bに登録する。

口座引落とし済みの旨を資金D Bに登録する。

(b) 口座残高不足処理

口座残高が不足している場合は、以下の処理を行う。

本処理が行われた場合は、注意喚起メッセージ出力処理まで以降の処理を行わない。

口座残高不足の旨を輸入申告D Bに登録する。

口座残高不足の旨を資金D Bに登録する。

(B) オンライン・リアルタイム口座処理

納付方法が口座振替の税科目があり、かつ、オンライン・リアルタイム口座を利用して納付する場合は、以下の処理を行う。

納付番号及び確認番号を払い出し、輸入申告D Bの税科目毎に納付すべき税額を合計した金額をM P N納付D Bに登録する。

オンライン・リアルタイム口座引落とし処理中の旨を輸入申告D Bに登録する。

口座残高不足の旨を資金D Bに登録する。

口座引落とし要求電文をリアルタイム口座用W e bサーバ向けに送信する。

(C) M P N処理

納税方式が即納または個別納期限延長の場合で、納付方法がマルチペイメントネットワーク(以下、「M P N」という。)の場合は、以下の処理を行う。

納付番号及び確認番号を払い出し、あて先税關官署、申告等番号及び納期限が同一の科目的納付情報書を1つにまとめ、M P N納付D Bに登録する。

賦課課税申告の場合は、納税告知番号を払い出す。

(D) 直納処理

納税方式が即納または個別納期限延長の場合で、納付方法が直納、かつ、賦課課税申告の場合は、納税告知番号を払い出す。

(14) 許可・承認処理

(A) 許可・承認判定処理

以下の条件を満たす場合に、許可・承認を行う条件を満たすこととする。

(a) 審査終了されている。

(b) 他法令未済、担保残高不足または口座残高不足となっていない。

(c) 申告等種別が輸入申告、蔵出輸入申告、移出輸入申告または総保出輸入申告の場合に、以下の条件を満たしている。

< A > B P 承認申請以外の場合は、すべての税科目について次の条件を満たしている。

< a > 納税方式が即納の税科目については、以下のいずれかである。

納付方法が直納またはM P Nの税科目について、納付すべき税額がない。

納付方法が口座振替の税科目がある場合は、口座引落とし済みである。

< b > 再輸出免税の場合は、担保引落とし済みである。

< c > 個別納期限延長または包括納期限延長の場合は、担保引落とし済みである。

< B > B P 承認申請の場合は、担保引落とし済みである。

(B) 許可・承認登録処理

許可・承認判定処理で条件を満たした場合は、以下の処理を行う。

(a) 輸入申告D B 処理

許可・承認された旨を輸入申告D B に登録する。

削除対象とする旨を輸入申告D B に登録する。

なお、輸入(引取)許可の場合は、特例申告期限日を基準として削除対象とする旨を輸入申告D B に登録する。

ただし、蔵入承認、移入承認、総保入承認または展示等承認の場合で、併せ運送の旨の登録がある場合は、登録しない。

B P 承認の場合で、輸入申告D B に「その他やむを得ない理由があると認める場合(自動処理)」に係るB P 申請事由コードが登録されている場合は、登録後最初に到来する予め定められた時刻(ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻)以降にI B P に係る審査終了を行う旨を輸入申告D B に登録する。

輸入(引取)許可の場合は、輸入申告D B に特例申告期限日を輸入申告D B に登録する。

(b) 貨物情報関連処理

以下の場合以外に処理を行う。

輸入申告D B に最初蔵入等承認年月日が登録されている場合

輸入申告D B に郵便物である旨が登録されている場合

< A > 貨物情報D B 処理(S e a - N A C C Sのみ)

輸入申告D B に登録されているB / L番号について、以下の処理を行う。

< a > 許可・承認された旨を貨物情報D B に登録する。

< b > 削除対象とする旨を貨物情報D B に登録する。

ただし、コンテナ詰貨物の場合で、輸入申告D B に登録されている通関予定蔵置場が搬出確認の必要な保税地域の場合は、登録しない。

また、蔵入承認、移入承認、総保入承認または展示等承認の場合で、併せ運送の旨の登録がある場合は、登録しない。

< B > 輸入貨物情報D B処理 (A i r - N A C C Sのみ)

輸入申告D Bに登録されているAWB番号について、以下の処理を行う。

< a > 許可・承認された旨を輸入貨物情報D Bに登録する。

< b > 以下のいずれかの条件を満たす場合は、削除対象とする旨を輸入貨物情報D Bに登録する。

蔵入承認、移入承認、総保入承認及び展示等承認以外の場合で、輸入申告D Bに登録されている通関予定蔵置場について、OUT業務が不要である旨がシステムに登録されている場合併せ運送の旨の登録がない蔵入承認、移入承認、総保入承認または展示等承認の場合で、輸入申告D Bに登録されている「通関予定蔵置場コード」と「蔵入等先保税地域コード」が同一の保税地域コードの場合

(c) 資金D B処理

納付すべき税額がある場合は、以下の処理を行う。

輸入許可された旨を資金D Bに登録する。

一括納付対象の受入科目がある場合は、一括納付書番号を払い出し、資金D Bに登録する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙F 0 1 「収納関連処理」の「一括納付書番号払い出し・登録処理」を参照。

(d) 本船・ふ中扱い承認申請D B処理 (Sea - N A C C Sのみ)

輸入申告D Bに登録されている通関予定蔵置場が本船扱いまたはふ中扱いの蔵置場である場合は、本船・ふ中扱い承認申請D Bに、許可・承認された旨及び削除対象とする旨を登録する。

(e) インボイス・パッキングリストD B処理

輸入申告D Bに登録されている電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストD Bに、許可・承認された旨及び削除対象とする旨を登録する。

(15) 特例申告受理処理

申告等種別が輸入(引取・特例)申告の場合で、輸入申告D Bに特例申告納期限延長申請(酒税・たばこ税)を併せて行う旨が登録されていない場合は、輸入(引取)許可に係る許可・承認処理に引き続き以下の処理を行う。

(A) 担保引落とし処理

輸入申告D Bに担保額が登録されている場合は、以下の処理を行う。

(a) 引落とし処理

輸入申告D Bに担保登録番号が登録されており、担保D Bに登録されている担保登録番号毎の担保引落とし残高が輸入申告D Bに登録されている担保提供原因毎の担保額を合計した金額以上である場合は、以下の処理を行う。

なお、輸入申告D Bに2つの担保登録番号が登録されており、担保D Bに同一の担保提供原因が登録されている場合は、IDA業務またはIDA01業務において2回目の「担保登録番号」欄に入力された担保登録番号より引落とし処理を行う(2つの担保登録番号からの引落としは行われない)。

引落とし結果を担保D Bに登録する。

担保提供原因毎に引落とし結果を担保引落とし回復D Bに登録する。

ただし、納期限延長用の担保提供原因の場合は、登録しない。

担保引落とし済みの旨を輸入申告D Bに登録する。

資金D Bに特例申告された旨及び担保引落とし済みの旨を登録する。

(b) 担保残高不足処理

輸入申告D Bに担保登録番号が登録されていない場合または担保残高が不足している場合は、エラーとする。

(B) 納付処理

納付すべき税額がある場合は、以下の処理を行う。

(a) 特例申告口座一括引落とし用登録処理

納付方法が口座振替の税科目がある場合は、以下の処理を行う。

ただし、申告等種別が特例委託輸入（引取・特例）申告の場合で、無符号輸入者の場合は除く。

なお、特例申告口座一括引落とし処理についての詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙F 0

2 「特例申告口座一括引落とし処理」を参照。

特例申告された旨を資金D Bに登録する。

一括納付書番号を払い出し。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙F 0 1 「収納関連処理」の「一括納付書番号払出し・登録処理」を参照。

一括納付書番号及び受入科目毎に納付すべき税額を口座一括振替用D Bに登録する。

(b) 口座振替処理

納付方法が口座振替の税科目がある場合で、申告等種別が特例委託輸入（引取・特例）申告の場合、かつ、無符号輸入者の場合は、以下の処理を行う。

< A > 口座D Bの口座残高が輸入申告D Bの税科目毎に納付すべき税額を合計した金額以上である場合は、以下の処理を行う。

口座引落とし結果を口座D Bに登録する。

税科目毎に引落とし結果を口座履歴D Bに登録する。

口座引落とし済みの旨を輸入申告D Bに登録する。

資金D Bに特例申告された旨及び口座引落とし済みの旨を登録する。

< B > 口座残高が不足している場合は、エラーとする。

(c) オンライン・リアルタイム口座処理

納付方法が口座振替の税科目がある場合で、申告等種別が特例委託輸入（引取・特例）申告の場合、かつ、無符号輸入者の場合は、オンライン・リアルタイム口座を利用して納付する場合のみ、以下の処理を行う。

納付番号及び確認番号を払い出し、輸入申告D Bの税科目毎に納付すべき税額を合計した金額をM P N納付D Bに登録する。

オンライン・リアルタイム口座引落とし処理中の旨を輸入申告D Bに登録する。

口座残高不足の旨を資金D Bに登録する。

口座引落とし要求電文をリアルタイム口座用W e bサーバ向けに送信する。

(d) 一括納付書用登録処理

納付方法が口座振替でない税科目がある場合は、税科目毎に以下の処理を行う。

ただし、申告等種別が特例委託輸入（引取・特例）申告の場合で、無符号輸入者の場合は除く。

特例申告された旨を資金D Bに登録する。

一括納付書番号を払い出し、資金D Bに登録する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙F 0 1 「収納関連処理」の「一括納付書番号払出し・登録処理」を参照。

(e) 納付方法が口座振替でない税科目がある場合で、申告等種別が特例委託輸入（引取・特例）申告の場合、かつ、無符号輸入者の場合は、税科目毎に以下の処理を行う。

< A > 直納処理

納付方法が直納の場合は、特例申告された旨を資金D Bに登録する。

< B > M P N処理

特例申告された旨及びM P Nを利用して納付する旨を資金D Bに登録する。

納付番号及び確認番号を払い出し、特例申告あて先税關官署、申告等番号及び納期限が同一の受入科目の納付情報を1つにまとめ、M P N納付D Bに登録する。

(C) 輸入申告 D B 処理

特例申告された旨を輸入申告 D B に登録する。

(16) 特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）処理

輸入申告 D B に特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）処理を併せて行う旨が登録されている場合は、輸入（引取）許可に係る許可・承認処理に引き続き特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）された旨及び特例申告期限日の翌月末日を基準として削除対象とする旨を輸入申告 D B に登録する。

(17) 検査処理（ A i r - N A C C S のみ）

審査区分が「検査扱い」の場合に、以下の処理を行う。

(A) 貨物取扱回数加算処理

加算重量がシステムに登録されている基準値以下のは場合は、有料回数（1）に「1」を加算し輸入貨物情報 D B に登録する。

加算重量がシステムに登録されている基準値を超える場合は、有料回数（2）に「1」を加算し輸入貨物情報 D B に登録する。

ただし、S P 貨物で当該 A W B の蔵置されている保税蔵置場が、システムに S P 貨物の取り扱い可能な保税蔵置場として登録されている場合は、処理を行わない。

(18) 時間外執務要請届使用実績 D B 処理

税関の開庁時間外の場合、時間外執務要請届を使用した旨を時間外執務要請届使用実績 D B に登録する。

(19) 注意喚起メッセージ出力処理

注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。主たる例示を以下に示す。

他法令未済処理が行われた場合。

担保残高不足処理が行われた場合。

口座残高不足処理が行われた場合。

申告条件が予備申告の場合で、既に通関予定蔵置場に貨物が搬入されている場合。

税關への通知を要する事故が登録されている貨物の場合。

(20) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸入申告等控情報 ^{*13}	許可・承認されていない場合は、以下のいずれかとして出力 輸入申告控 輸入申告変更控 輸入申告控（少額関税無税） 輸入申告変更控（少額関税無税） 蔵出輸入申告控 移出輸入申告控 総保出輸入申告控 輸入許可前貨物引取承認申請控 輸入許可前貨物引取承認申請控（少額関税無税） 蔵出輸入許可前貨物引取承認申請控 移出輸入許可前貨物引取承認申請控 総保出輸入許可前貨物引取承認申請控 輸入許可前貨物引取承認申請変更控 輸入許可前貨物引取承認申請変更控（少額関税無税） 蔵入承認申請控 蔵入承認申請変更控 移入承認申請控 移入承認申請変更控 総保入承認申請控 総保入承認申請変更控 21 展示等申告控 22 輸入（引取）申告控 23 輸入（引取）申告変更控	入力者
	特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）された場合は、特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）控として出力	入力者
	特例申告受理された場合は、特例申告控として出力	入力者 輸入取引者または輸入者（輸入取引者の登録がなかった場合） ^{*15}

情報名	出力条件	出力先
輸入許可等通知情報 ^{*14}	許可・承認された場合は、以下のいずれかとして出力 輸入許可通知 輸入許可通知（少額関税無税） 蔵出輸入許可通知 移出輸入許可通知 総保出輸入許可通知 輸入許可前貨物引取承認通知 輸入許可前貨物引取承認通知（少額関税無税） 蔵出輸入許可前貨物引取承認通知 移出輸入許可前貨物引取承認通知 総保出輸入許可前貨物引取承認通知 蔵入承認通知（保税運送承認通知兼用） 移入承認通知 移入承認通知（保税運送承認通知兼用） 総保入承認通知（保税運送承認通知兼用） 総保入承認通知 展示等承認通知（保税運送承認通知兼用） 展示等承認通知 輸入（引取）許可通知	入力者 輸入取引者または輸入者 （輸入取引者の登録がなかった場合） ^{*15}
特例申告エラー通知情報	輸入（引取・特例）申告の場合で、輸入（引取）許可後に特例申告受理処理でエラーとなった場合	入力者
許可・承認貨物（輸入）情報	許可・承認となった場合（I B Pを除く） ただし、最初蔵入等承認年月日が登録されている場合で、複数のB / L番号が登録されている場合は出力しない。	通関蔵置場 ^{*15 *16} （一括申告した場合または複数のB / Lを通關した場合はすべての通關蔵置場）（Sea - NACC Sのみ） 保税蔵置場 ^{*15} （Air - NACC Sのみ） 搬入予定場所 ^{*15} （予備申告時に本申告の起動方法を税關空港で貨物引取時自動起動とされた場合）（Air - NACC Sのみ） 搬入予定場所 ^{*15} （貨物到着前輸入申告扱いの場合）（Air - NACC Sのみ）
	以下の条件をすべて満たす場合は、許可・承認貨物（U）情報として出力（Sea - NACC Sのみ） 到着即時輸入申告扱いである 許可・承認となっている（I B Pを除く） 船卸確認前である	コンテナオペレーション会社 ^{*15}

情報名	出力条件	出力先
	以下の条件をすべて満たす場合は、許可・承認貨物(U)情報として出力(Sea-NACCのみ) 貨物到着前輸入申告扱いである 輸入(引取)許可となっている 船卸確認前である(混載子B/Lを通關した場合は混載親B/Lの混載仕分確認前である)	コンテナオペレーション会社または混載仕分けを行う保税地域(混載子B/Lを通關した場合) ^{*1} ⁵
到着即時申告予定コンテナ情報(Sea-NACCのみ)	予備申告(U)の場合で、MFR業務実施済みの場合	コンテナオペレーション会社
口座不足通知情報	口座引落とし処理で口座引落とし残高が不足した場合	入力者
担保不足通知情報	担保引落とし処理で担保引落とし残高が不足した場合	入力者
他法令未済等確認情報	システムにより他法令手続の証明を行おうとする輸入申告等について、他法令手続の承認等が行われていない場合	入力者
納付書情報(直納)	以下の条件をすべて満たす場合に税科目毎に出力 ただし、個別納期限延長と即納混在の場合は、個別納期限延長対象で税科目毎の出力は行わない。 「簡易審査扱い」(保留中は除く)または予備申告の審査終了が行われている 納付すべき税額がある 一括納付対象でない 包括納期限延長されていない 納付方法が直納である 申告納税方式である システムにより他法令手続の証明を行う場合は、他法令手続の承認等が行われている BP承認申請でない	入力者
納付書情報(口座)	以下の条件を満たす場合に税科目毎に出力 「簡易審査扱い」(保留中は除く)または予備申告の審査終了が行われている 納付すべき税額がある 納付方法が口座振替の税科目がある NACC専用口座を利用して納付する 一括納付対象でない 申告納税方式である システムにより他法令手続の証明を行う場合は、他法令手続の承認等が行われている BP承認申請でない	銀行
納税告知書情報	以下の条件を満たす場合に税科目毎に出力 「簡易審査扱い」(保留中は除く)または予備申告の審査終了が行われている 納付すべき税額がある 賦課課税方式である システムにより他法令手続の証明を行う場合は、他法令手続の承認等が行われている BP承認申請でない	税関(収納担当部門)

情報名	出力条件	出力先
納付番号通知情報	<p>以下の条件を満たす場合に税科目毎に出力 ただし、個別納期限延長と即納混在の場合は、個別 納期限延長対象の税科目の出力は行わない。</p> <p>「簡易審査扱い」（保留中は除く）または予備申 告の審査終了が行われている</p> <p>納付すべき税額がある</p> <p>一括納付対象でない</p> <p>納付方法がM P Nである</p> <p>システムにより他法令手続の証明を行う場合は、 他法令手続の承認等が行われている</p> <p>B P 承認申請でない</p>	<p>以下のいずれか^{*17}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入力者 ・輸入者 ・輸入者に係る代表通関業者 ・輸入取引者 ・輸入取引者に係る代表通関業者 <p>（申告納税方式の場合）</p> <p>税關(収納担当部門)(賦課課税方式の場合)</p>
検査指定情報 ^{*18}	<p>以下の条件をすべて満たす場合 (S e a - N A C C Sのみ)</p> <p>予備申告後の本申告</p> <p>予備申告時にC K O業務により検査区分が「現場 検査」、「本船検査」、「ふ中検査」、「検査場検査」、 「大型X線検査」または「見本確認」に指定され た</p>	入力者
	<p>以下の条件をすべて満たす場合 (S e a - N A C C Sのみ)</p> <p>予備申告後の本申告</p> <p>予備申告時にC K O業務により検査区分が「現場 検査」、「検査場検査」、「大型X線検査」または「見 本確認」に指定された</p> <p>システム不参加保税蔵置場で通關した場合ではな い</p> <p>一括申告した場合または複数のB / L を通關した 場合ではない</p>	通關藏置場 ^{*15}
	<p>以下の条件をすべて満たす場合 (A i r - N A C C Sのみ)</p> <p>なお、C K O業務によらず検査区分が指定された場 合は申告書用と、倉主等用または運搬・倉主等用の 2通を出力する</p> <p>予備申告及び予備申告変更以外</p> <p>検査区分が「現場検査」、「検査場検査」または「見 本確認」に指定された</p>	入力者
	<p>以下の条件をすべて満たす場合 (A i r - N A C C Sのみ)</p> <p>ただし、保税蔵置場が他所蔵置場所の場合は、出力 しない</p> <p>予備申告及び予備申告変更以外</p> <p>検査区分が「現場検査」、「検査場検査」または「見 本確認」に指定された</p>	保税蔵置場 ^{*15}
輸入申告等情報（レコード）		税關（通關担当部門）
特例申告納期限延長申請情報	特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）された 場合	税關（収納担当部門）

情報名	出力条件	出力先
蔵入等承認貨物運送情報 (S e a - N A C C S のみ)	併せ運送兼用の旨が登録されている場合で、蔵入承認、移入承認、総保入承認または展示等承認となつた場合	税関(保税担当部門)
併せ運送通知情報(S e a - N A C C S のみ)	併せ運送兼用の旨が登録されている場合で、蔵入承認、移入承認、総保入承認または展示等承認となつた場合	蔵入等先保税地域 ^{*15}
予備申告(S)通知情報 (A i r - N A C C S のみ)	以下のいずれかの条件を満たす場合に出力 予備申告(S)で審査区分が「簡易審査扱い」(保留中は除く) 予備申告(S)に係る本申告で、許可・承認となつた	保税蔵置場 ^{*15}

(* 13)出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D 0 2「輸入申告等控情報について」を参照。

(* 14)出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D 0 1「輸入許可等通知情報について」を参照。

(* 15)システムに出力する旨が登録されている場合にのみ出力する。

(* 16)本船扱いで本船利用船会社がシステムに参加している場合は、本船利用船会社へ出力する(S e a - N A C C S のみ)。

(* 17)システムに出力する旨が登録されている利用者のみに出力する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙F 0 1「収納関連処理」の「一括納付書等出力処理」を参照。

(* 18)出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙L 0 1「検査指定情報等について」を参照。

7. 特記事項

(1) 特恵の適用

3月31日以前に輸入申告等事項登録したもので、特恵停止等により協定税率等が適用されたものについて、4月1日以降に輸入申告等をした場合にはそのまま協定税率等が適用されることになる。

特恵税率を適用したい場合には、4月1日以降にIDA業務を再度行い、適用税率が特恵税率となることを確認したのち、輸入申告等をする必要がある。

(2) 輸入申告事項の登録の完了

「輸入申告事項の登録の完了」とは、IDA業務で「入力されたB/L番号/AWB番号がシステムに登録されていない場合」の注意喚起メッセージが出力されていないこと（予備申告は除く。）をいう。

ただし、輸入申告DBに最初蔵入等承認年月日が登録されている場合は、除く。

(3) 予備申告後または予備申告変更後にIDA01業務を行った場合で、既に通関予定蔵置場に貨物が搬入済で本申告を行える状態にある場合は、本業務で予備申告変更を行わず、本申告を行うことができる。

(4) 予備申告(U)を行った場合で、貨物搬入業務により本申告が自動起動された場合は、輸入申告DBに登録されている通関予定蔵置場コード、通関予定蔵置場名及び都道府県コードを搬入時自動起動した保税地域に係る情報に変更する(Sea - NACCのみ)。

(5) 予備申告(U)を行った場合で、貨物が突合した時点で本申告が自動起動された場合は、輸入申告DBに登録されている予備申告識別、通關予定蔵置場、通關予定蔵置場名及び都道府県コードを予備申告(Z)で自動起動された旨の登録に変更する(Air - NACCのみ)。

(6) 予備申告(J)を行った場合で、貨物が突合した時点で本申告が自動起動された場合は、輸入申告DBに登録されている予備申告識別及び通關予定蔵置場を予備申告(Z)で自動起動された旨の登録に変更する。

(7) 出力される関連省庁システムの届出・申請番号について

関連省庁システムの届出・申請情報が複数関連付けられている場合は、各システム別の以下の出力項目に有効かつ最初に登録された届出・申請番号を出力する。

「食品等輸入届出受付番号」欄

「植物等輸入検査申請番号」欄

「畜産物輸入検査申請番号」欄

なお、関連付けられているすべての届出・申請番号は「関連省庁申告・申請状況照会(IXX)」業務で確認することができる。